

入 札 物 件 仕 様 書

(鹿児島市営住宅自動販売機(飲料)の設置に係る土地貸付契約)

1 設置する自動販売機の条件等

(1) 販売品目及び販売価格

- ① 缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類とすること。なお、販売品の容器については、リサイクル製品等、環境に配慮した製品の選定に努めること。
- ② 酒類及びその類似品は販売しないこと。
- ③ 販売品の売価については、標準小売価格より高い価格では販売しないこと。

(2) 回収ボックスの設置及び転倒防止対策

使用済容器等の回収ボックスを設置すること。また、自動販売機の転倒防止対策も併せて行うこと。

(3) 大きさ

貸付面積には、使用済み容器の回収ボックス設置部分・放熱余地・転倒防止板及び電力引込柱を含むものとする。

(4) デザイン

外観デザインは、設置場所が公共施設であることを配慮した色調とし、設置にあつては、市と協議して決定すること。

(5) 法令等の許認可

法令等の規定により販売について許可、認可等を必要とする場合にあつては、販売を開始するまでにその許可、認可等を受けること。

2 維持管理の遵守事項

(1) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の消費期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 回収ボックスは、販売する飲料の容器の種類に応じたものを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- ④ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において、対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(2) 販売実績の報告

四半期ごとに、四半期終了翌月の10日までに販売実績報告書(任意の様式)で、商品の販売数及び売上金額等を報告すること。

(3) その他

販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、住宅課の指示に従うこと。